

2013化粧品等の動物実験に関する公開質問状

1. 貴社及び貴社の系列会社における、製品ⁱの製造（開発）、輸入、販売等の全過程での動物ⁱⁱ実験について、下記のうち該当するものにチェック✓してください（複数回答可）。
 - 自社にて完成品・原料・原料の組み合わせのいずれかに対して動物実験を行っている
 - 他社（原料メーカーを含む）・他機関に動物実験を委託している
 - すでに廃止した

2. 貴社（系列会社を含む）では、製品（完成品及び原料）の動物実験を、今後、委託も含めて全面的に廃止する予定はありますか？下記のうち該当するものにチェック✓してください。
 - ある
 - ない
 - すでに廃止した

3. 上記2で「ある」の場合、具体的な廃止予定日をご記入ください。または自社における動物実験を廃止したのちに動物実験の外部委託を廃止するなどの段階的廃止を検討中である場合等についてはその具体的な内容をお答えください。

4. 上記2で「ある」の場合、廃止の事実の具体的な公表方法についてお答えください。

5. 上記2で「ない」の場合、その理由を具体的にお答えください。

10. 回答者名、企業名及び所属部署、連絡先電話番号をご記入ください。

ご回答者名： _____

企業名・所属部署： _____

ご連絡先電話番号： _____

ご記入年月日： _____

i 本質問状中、「製品」とは次のものを指します

- ・ 化粧品
- ・ 医薬部外品
- ・ 洗濯用洗剤、台所用洗剤など

ii 本質問状中、「動物」とは次のものを指します

- ・ 生存している脊椎動物(ヒトを除く)および八腕類動物

i) 哺乳類、鳥類、爬虫類：胎児期間、孵化期間の中間地点を経過してから

ii) 魚類、両生類；自力での補食が可能な状態になってから

(Directive86/609/EEC に従った英国の 1986 年動物（科学的手続）条例より)